

令和4年 第1回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和4年1月18日(火)

令和4年 第1回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和4年1月18日（火） 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 2階 第2会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 淵上定一郎 廣崎真美
- 4 参与職員 押川逸夫 園田恵津子 根井清 谷山宏志 松元公孝 京保久恵
小久保圭子
(調製職員) 今西敦子
- 5 説明職員
- 6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 今年もよろしくお願いたします。

それでは、ただいまより、令和4年1月11日付 小林市教育委員会告示第1号で招集されました令和4年第1回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

議事に入ります。

報告第1号、定期監査（前期）の結果について、説明をお願いします。

押川教育部長 それでは、1ページ、定期監査（前期）の結果についてでございます。

2ページに定期監査の概要等が載っております。

地方自治法に基づく定期監査を毎年実施していただいておりますが、9月15日から12月15日までの間で学校以外の教育部全ての各課・出先等を監査していただきました。

指摘事項が6ページから載っております。すべては申し上げませんが、もちろんあってはならないことですので、今後も気を付けて引き締めていきたいと思っております。

気になったのが、7ページの文化会館の2番目等、多数見られたというのもいくつかございましたので、これにつきましては、今の事務処理で適正な方法なのか、問題があるのかを見ながら原因を追求して、指摘を受けるようなことがないように特に注意していきたいと思っております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

何かご質問等ありませんでしょうか。

大部菌教育長職務代理者 社会教育課の準公金である郷土芸能保存会連合会の出納事務において不適切な資金前渡の精算処理が1件見られたとありますが、詳細が分かれば教えてください。

谷山社会教育課長 不適切な資金前渡についてですが、市から郷土芸能保存会連合会へ資金を提供していますが、資金受領の際に連合会の代表者がどうしても来られないということで、社会教育課職員が前もって受領していたということです。これについては是正をしております。

本来は保存会の方が窓口に来られて受領する予定だったのですが、現金を長く持っているということで、一旦社会教育課職員が受領して、社会教育課内の金庫に保存しておりました。それを保存会にお渡ししたということになります。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

続いて、報告第2号、学校給食における食物アレルギー事故について説明をお願いします。

松元スポーツ振興課長 報告第2号 学校給食における食物アレルギー事故について、

11ページからになりますが、年末に急ぎ電話での報告となりました。ご心配等をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

学校給食におけるアレルギー事故について、令和3年12月23日に小林東方学校給食センターが市内小学校に提供した学校給食において、誤って原材料に卵を使用しているメロンパンを、卵アレルギーのある6校13名の児童に提供しました。13名のうち、1名に腹痛・嘔吐、1名に発疹の症状が見られたため、医療機関を受診しました。2名ともその日のうちに帰宅し、翌日は登校しています。その他の児童についても、その後、元気に登校しているところです。

4番に経過を載せておりますが、割愛させていただきます。

5番の原因ですが、経過のところを見ていただくと、10月中旬に小林小学校からメロンパンが食べたいとのリクエストメニューの申し出がありました。その後、10月下旬にリクエストを取り入れることを決定し、きり

しまべーカリーからサンプルと成分表が届きました。ここで県職員の栄養士3人が成分表を確認しましたが、この時点で鶏卵の表示を見落としのが最初の原因です。

11月上旬に栄養士が12月献立を作成し、11月中旬に栄養士がアレルギー一覧表を作成しました。この時点でメロンパンの成分表を再度確認しなかったことも原因です。さらにその後、所長まで決裁を行った際も確認を行っておりませんでした。

初めての食材でしたが、慣れ等もあったのかもしれませんが。そういったことが原因であったと反省をしているところです。

6番の再発防止策ですが、栄養士、調理員も含めていろいろ協議を行いました。いろいろ並べておりますが、栄養士の確認のところで、決裁の様式を1つ作って、3人で確認し合って所長に決裁を受けるとしました。あと、献立検討会の際に調理員を含めて確認するようにしました。最後に、前日ミーティングで再度確認し、決裁を受ける等の再発防止策を立てたところです。

今後、このようなことが無いように信頼回復に努めていきたいと考えております。以上です。

中屋敷教育長 何かご質問等ありませんでしょうか。

廣崎委員 連絡をいただいた時には本当に肝を冷やす思いでした。すぐ三松小学校にも連絡をとって該当者がいないか確認をしました。十分な対策等をされたと思いますので、私からは一つだけお願いするとすれば、親の気持ちになって、自分の子どもに、アレルギーのある子どもに食事を作るんだという気持ちを持ってほしいと思います。

中屋敷教育長 ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。

淵上委員 質問ですけれども、イメージ的にパンには卵が入ってそうな気がしますが、今までのパンにも卵が入っていたのか気になりました。あと、今回、メロンパンのリクエストがあつてということで、メロンパンとか子ども達は喜ぶと思いますが、今回のことがあつて、今後メロンパンが出なくなるようなことがあるのか。あともう一つ、学校の先生方も子どもの卵アレルギーを把握されてると思いますが、パンが提供されたときに学校側として何も

気づかなかったのかというところ、3つお尋ねしたいと思います。

松元スポーツ振興課長 1点目のご質問ですが、パンに卵を使ってることはもちろんありますが、その時には替わりのものを提供するようにしていました。

淵上委員 今まではですか。

松元スポーツ振興課長 はい。今回も卵が使用されていることに気づいていれば当然、替わりのものを提供していました。通常、アレルギー対応の時には、調理まで行けば、食材が届いて納品のときに一度確認して、調理師が調理する際に再度確認してといった具合に、何回か確認する機会があるのですが、パンの場合は、納品の際にセンターを介さず直接学校に納品されますので、納品段階のチェックができなかった状況です。献立を作る時とか前日ミーティングで、もう一度念押しでチェックしていかないといけないと考えています。

質問の2点目ですが、メロンパンが出なくなることはないと思います。しっかりと対応していきたいと思います。

淵上委員 今の話でいくと、これまで、パン給食の日にはアレルギーのある子どもには替わりのものが提供されていたということですね。ということは、メロンパンが出た時に、先生たちがパン給食の日にはいつもは違うメニューが出るのに、メロンパンはそのまま先生が食べさせたことになるのかなと思いました。、そこが引っかかった部分です。そこを確認したいです。

松元スポーツ振興課長 センターの協議でも、最終段階、先生のところで気づく可能性もあるのではないかとの意見もありました。しかし、先生方もいろいろな業務に追われてることを考えると、給食センターで責任持ってやるべきじゃないかと協議をしたところでした。

淵上委員 再発防止策のところ、アレルギーのある子どもに普段パンがでる場合に違うものが提供されているのであれば、最後に先生のところで気がつくようなことも入れたらいいのではないかと思います。

先生方は、これまでパンを食べていなかったのに、メロンパンが届いたが、そこは、センターが確認しているからアレルギーはクリアしているパンなのだと思って配ったのだと思います。ですが、パンには通常卵が入っているのではないかと普通考えるのではないかとと思うので、先生方はどんな感

じだったのかと思いました。

再発防止策として、当然先生たちも子どもに卵アレルギーがあるとわかっていると思いますので、確認があったらよいのではないかと思います。再発防止策として先生方をお願いした方がいいのではないのでしょうか。

中屋敷教育長 ありがとうございます。アレルギーのある子どもの給食は、除去食になっていて、名前まで書いて届くので、それが本人に届けばいいわけです。

給食は栄養士がついてやってるので、学校で成分まで見ることはないです。

そこにチェックを入れるとなると、成分表が学校にないといけない、その成分表を誰が見るかとなってきます。その辺りは検討させてもらいます。

今までは給食センターが徹底してやっていました。綿密にチェックをして、個に応じた、海老とか蕎麦とか全てに対応したものを提供していました。

これまで事故はなかったのですが、今回このような事故があって、言われたように、給食センターだけのチェックでいいのか、学校でチェックするとなったら、先生たちの時間がかかり取られるというのがあります。

これまでアレルギーに対応したパンも提供されていたのではないかと思います。そうでないと今回のような事故は起きないのではないかと思います。

淵上委員 私もそこが気になっていました。今までのパン給食の時も、アレルギーにならないパンを提供していたのですか。

中屋敷教育長 その場合もあります。

淵上委員 それならわかりました。これまでのパン給食の時に、アレルギーのある子どもには常にご飯が提供されていれば、パンが届いた時におかしいと気づくのではないかと思いますので、気になったところです。

中屋敷教育長 そうですね。これまで出ていなければ、子どもも食べないと思います。それを今回食べたわけですから、食べられるパンも提供されていました。

大部菌教育長職務代理者 私も資料を見せていただきましたが、栄養士が3名いらして、見落としたのがいけないと思いました。このような事故は命に関わることで、今後は起きないようにしていただきたいと思います。

廣崎委員も言われたように、アレルギーのある子どもを持たれる親は、すごく慎重にされています。一口入れただけで発疹がでる場合もありますので、親の気持ちになってちゃんと献立を立てて欲しいです。

再発防止でいろいろ話がされたようですが、チェックリストがあると、少し安心できるかなと思いました。蕎麦とか甲殻類とかいろいろありますので、チェックリストみたいなものもあるといいと思いました。

2度と無いようにお願いします。

中屋敷教育長 ご意見を整理して、改善等に役立てていただければと思います。

ありがとうございました。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、議案に入っていきたいと思います。

議案第1号、小林市教職員住宅管理規則の一部改正について、説明をお願いします。

園田学校教育課長 15ページになります。

小林市教職員住宅管理規則の一部改正につきまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

16ページに規則の案を載せております。下永田教職員住宅4号につきまして、令和3年度に解体が済みしましたので、17ページにあります住宅管理規則別表から下永田教職員住宅4号を削除するものでございます。説明は以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございました。ご質問等はありませんでしょうか。

大部菌教育長職務代理者 この表を見る限り、耐用年数を過ぎたような建物も多くあるようですが、入居率はどのくらいか教えていただきたいです。

園田学校教育課長 今現在、先ほどの下永田教職員住宅を除きまして、32戸住宅がありますが、そのうちに27戸入居されています。

大部菌教育長職務代理者 この表から見ると13戸ぐらい40年、50年近くたっているところがありますが、維持費や修繕費、耐震化も心配です。経費がかさむのではないかと思います。今後の教職員住宅の考え方があれば教えてください。

園田学校教育課長 おっしゃる通り、教職員住宅もかなり老朽化が進んでおりますので、現在は入居されている方の家賃の範囲内での修繕を行っておりますが、今後はそれでは済まない修繕費になるのではないかと想定しております。今後は、3年以上入居者がいない建物については、修繕は加えずに解体をしていく方向で考えております。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第1号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

続いて、議案第2号、小林市要保護児童生徒就学援助費及び準要保護児童生徒等就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費に関する要綱の一部改正について、説明をお願いします。

園田学校教育課長 それでは、18ページになります。

議案第2号、小林市要保護児童生徒就学援助費及び準要保護児童生徒等就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費に関する要綱の一部改正について教育委員会の承認を求めるものでございます。

この就学援助費のうち、学用品費につきましては、3月から4月に申請のあった初回認定者につきましては、19ページにありますとおり、別表第3の①、②に扶助額の請求時期の記載がございますけれども、5月以降に随時申請があった認定者につきましては、請求時期の記載がこれまでございませんでしたので、19ページの下の方の③、5月以降認定を受けた者に、援助費を支給する場合は当該認定日の属する月の翌月末までという内容を今回加えるものでございます。

次に20ページになりますが、こちらは様式の改正になります。

まず、様式第4号につきましては、認定通知になりますけれども、上の表の上から4つ目に、期間とありますものを、認定日に改めまして、さらに、様式第21号が、個人支給明細書及び領収簿になりますけれども、第15条関係とありますのを第14条関係に改めまして、いずれも現在の取扱いと合わせるために、改正を行うものでございます。説明は以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第2号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第3号、小林市都市公園運動施設管理規則の一部改正に

ついて、説明をお願いします。

松元スポーツ振興課長 それでは、21ページになります。小林市都市公園運動施設管理規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

23ページに新旧対照表がありますが、利用休止期間等で、12月29日から1月3日までは利用休止ですが、現行では「ただし夜間照明施設（総合運動公園市営テニスコートを除く）については12月1日から翌年3月31日までとする」としておりました。夜間照明施設が運動公園テニスコート、緑ヶ丘野球場、緑ヶ丘テニスコートにありましたが、現在緑ヶ丘テニスコートには照明はありませんので、運動公園テニスコートと緑ヶ丘野球場についてですが、緑ヶ丘野球場についても、サッカー等でナイターで照明を使って活動しています。それについては、協会やスポーツ少年団の活動基準等でも問題ないということで、使っている状態ですので、規則と現状が合っていない状態になっておりますので、第8条第1項のただし書きを削るものであります。

野球部会等は、連盟・部会等で、照明の中では活動できない規則になっておりますけれど、その他のスポーツについては、規則はありませんので利用可能となるため削るものです。以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第3号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第4号、小林市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

松元スポーツ振興課長 それでは、25ページになります。議案第4号、小林市学校給食費負担軽減補助金交付要綱の一部改正について、内容は26ページになります。

現在、ふるさと納税の基金を活用して、給食費の半額助成をしており、3つの給食センターの学校給食会にそれぞれ補助金として交付しております。その補助金交付要綱について、これまで現行のところの(2)学校給食会が、

概算払により給食費の補助を受けようとする場合は、1月ごとに分けて請求するとなっているため、概算払請求、実績報告、精算の事務を毎月繰り返すとしておりますが、煩雑な事務を毎月はできないので、現在すでに運用で、年に2回ないし3回に分けて、概算払交付申請書を受けて決定し、精算する方式にしております。そのため、当該期間分の補助金を、年に2回ないし3回に分けて、交付申請決定していく方法に改正するものであります。以上です。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

ご質問等はよろしいでしょうか。(はい)

それでは、お諮りしたいと思います。

議案第4号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。承認されました。

続いて議案第5号、子どもを犯罪から守る活動に関する協定書(案)の締結について説明をお願いします。

園田学校教育課長 議案第5号、子どもを犯罪から守る活動に関する協定書(案)の締結について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

この協定につきましては現在小林警察署、小林郵便局、学校教育課で締結に向けて協議を進めているところでございます。協定書(案)につきましては現時点でまだできておりませんが、内容につきまして、本日、別途お配りさせていただきました資料で説明をさせていただきたいと思っております。子どもを犯罪から守る活動に関する協定の締結(案)について、お配りしている資料をご覧ください。

1番目、協定の目的ですけれども、小林警察署、小林市教育委員会、小林郵便局の三者による、相互理解による高い信頼関係と協力に基づいて、子どもを犯罪から守る地域づくりの実現を目指すこととしております。

2番目、活動内容でございます。まず、(1)に小林郵便局の活動内容を記載しております。郵便配達業務を通じて、子どもの見守り活動に従事する。また、子どもの犯罪や異変に気づいたときは、いち早く小林警察署、小林市教育委員会に通報する。そして、犯罪被害の危険に遭遇し保護を求める子ども、事件・事故の被害者または傷病者である子どもを発見した場合に

は、これを保護するとなっております。ただし、この活動につきましては、郵便配達業務に支障のない範囲で実施をしております。

次に(2)小林警察署、小林市教育委員会の活動につきましては、小林郵便局の活動のために必要な情報提供等の支援を行うとしております。協定の具体的な内容はこのようになるかと思いますが、この協定をすることによりまして、不審者情報などについて、三者で情報共有をしながら、子どもを犯罪から守る活動を行っていくこととなりますけれども、今回は郵便配達業務を通じた、子どもの見守り活動に限定した取組みとなります。詳細はこれから詰めていくこととなりますけれども、例えば郵便配達のバイクにステッカーを貼ってPRしていくことができないかですとか、また、実施することになった場合には、子どもたちへの周知を図ることも必要だと思いますので、細かいところの協議を今後進めていくこととしております。3番目、協定締結時期ですけれども、令和4年2月4日金曜日を予定しております。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありますでしょうか。

今の時代、どこでいつ何が起こるかわからないような状況もありますので、郵便局の方々が、このような協力をしていただくのは本当にありがたいと思います。

1年を通して、声かけ事案も10件まではいきませんが、それに近い数はありますし、朝登校したのに学校に着いていないなど、これからは郵便局の人が見つけて声をかけてくれるというのもありますので非常にありがたい協定だと思っています。

なければお諮りしたいと思います。

議案第5号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)承認されました。ありがとうございました。

それでは、次回の定例会についてお願いします。

今西調製職員 2月の定例会になりますが、定例日に別会議が入っておりますので、大変申し訳ございませんが、2月14日月曜日、午後3時30分から市役所2階 第2会議室で開催をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

中屋敷教育長 それでは、これで令和4年第1回の定例教育委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会 16:20

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員